

2019（平成31）年度保育対策関係予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課

(2018(平成30)年度予算)

(2019(平成31)年度予算案)

13,165億円 → 16,356億円 【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】

1,051億円 → 1,147億円 【厚生労働省予算】

- 「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備などによる受入児童数の拡大
- 必要となる保育人材を確保するため、勤務経験に空白のある潜在保育士の再就職支援を行うとともに、保育士・保育園支援センターにおいて潜在保育士等のニーズに合わせたきめ細かなマッチング支援を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 「医療的ケア児保育支援モデル事業」における医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定を支援
- 認可外保育施設について、保育の質の確保・向上を図るための支援や、認可保育園等への移行に向けた支援を実施
- 「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や保育士の処遇改善等を実施（内閣府予算）

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援等を実施する。

(1) 保育の受け皿拡大

83,980百万円（88,917百万円）

① 保育園等の整備の推進

65,135百万円（66,656百万円）

保育園等整備交付金
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

- ・ 保育園整備事業（※）
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）

- ・小規模保育整備事業（※）
- ・保育園等防音壁設置事業
- ・民有地マッチング事業

② 改修による保育園等の設置支援

13,905百万円（20,161百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等（※）を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ・賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ・小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・家庭的保育改修費等支援事業（※）

③ 賃貸方式による小規模保育等の推進

4,940百万円（2,100百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

【参考：平成30年度第二次補正予算案】

- ・保育園等の整備の推進

42,007百万円

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修による保育の受け皿整備に要する経費に充てるため、市町村に交付金等を交付する。また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育の受け皿の整備を推進する。

（2）保育人材確保のための総合的な対策

12,414百万円（9,811百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することによる、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせたよりきめ細かなマッチングの実施、長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するために、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用等の補助など、保育人材確保対策の充実を図る。

また、キャリアアップ研修や、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育人材確保対策

＜新規資格取得支援＞

- ・ 保育士資格取得支援事業
- ・ 保育士試験による資格取得支援事業
- ・ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・ 保育士試験追加実施支援事業

＜就業継続支援＞

- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業
- ・ 保育補助者雇上強化事業
- ・ 保育体制強化事業
- ・ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・ 保育園等における業務集約化推進事業

＜離職者の再就職支援＞

- ・ 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ・ 潜在保育士再就職支援事業【新規】

＜その他、市区町村において総合的な人材確保が可能な事業＞

- ・ 保育人材就職支援事業

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ・ 保育士等キャリアアップ研修事業
- ・ 保育の質の向上のための研修事業
- ・ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

【参考：平成 30 年度第二次補正予算案】

- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実 1,474 百万円
保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。
- ・ 保育園等における ICT 化推進事業 444 百万円
保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用を支援する。

(3) 多様な保育の充実

3,652百万円 (2,725百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

医療的ケアを必要とする子どもの受入れや、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための送迎、複数の家庭的保育事業所による一部の業務の共同実施等、多様なニーズに対応するための体制整備を図る。

① 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

保育園等における医療的ケアに従事する看護師等の配置や、保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援し、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進める。

また、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定に必要な費用を補助する。

② 広域的保育園等利用事業

近隣に入所可能な保育園等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育園等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

また、事業の実施要件である「登録児童6人以上」の要件を撤廃するとともに、事業の対象となる家庭について、居住地と保育園が離れている家庭のほか、保護者による送迎が困難な家庭を対象とする。

③ 3歳児受入れ等連携支援事業

(ア) サテライト型小規模保育事業

小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育園等（公立保育園を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育園等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。

(イ) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成するとともに、「コンソーシアムコーディネーター」を配置し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で実施するために必要な費用を補助する。

④ 保育環境改善等事業

保育園等において、

- ・障害児を受け入れるために必要な改修等や、
- ・病児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等
- ・緊急一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等を行う場合や、
- ・放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを行うために必要な設備の整備等を行う場合に必要な経費の一部を補助する。

⑤ 保育利用支援事業

保護者が育児休業終了後に保育の提供を受けることができるよう予約する仕組みを作るとともに、育児休業開けから保育園等の入園までの間の一時預かり等の代替保育の利用料の支援や、入園予約を行った子どもが入園するまでの間の保護者への相談対応や地方自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用の支援を行う。

⑥ 認可を目指す認可外保育施設等への支援

認可保育園等への円滑な移行を支援するため、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上

4,009百万円 (3,090百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

① 保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施のための補助を行う。

② 認可化移行調査・助言指導事業【拡充】

認可外保育施設の認可保育園等への円滑な移行を支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行う。

指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対しても、指導監督基準、さらには認可基準を満たすために必要な助言指導を行うことで、円滑に認可保育園等へ移行できるよう支援する。

【参考：平成30年度第二次補正予算案】

・ 保育園等における事故防止推進事業

252百万円

睡眠中の事故防止に資する機器の導入に必要な経費を補助する。

(5) 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

39,382百万円の内数 【新規】

保育対策総合支援事業費補助金

市町村の待機児童解消等の取組を支援するため都道府県が組織する待機児童対策協議会について、当該協議会に参加する自治体が、一定の要件を満たす場合に、より強力で待機児童対策に取り組めるよう支援を行う。

《支援策》

I 受け皿確保等

① 保育園等の整備

- ・ 保育園等改修費等支援事業の補助基準額の引上げ
- ・ 都市部における保育園への賃借料支援事業の拡充

② 保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開を担う職員の配置支援

II 保育人材の確保

○保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターにおける就職支援コーディネーターの追加配置
- ・保育人材就職支援事業でマッチングを実施している市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）の追加配置

Ⅲ 地方自治体からの提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する待機児童解消に向けた取組について、財政支援を行う

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

(1) 子どものための教育・保育給付

1,106,927百万円（897,724百万円）

子どものための教育・保育給付交付担金（内閣府予算）

① 施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

【主な充実の内容】

◇保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

◇幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、2019年10月より、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。

その際、これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

◇公定価格の見直し

2019年10月より、保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。

(拡充内容)

- ・ チーム保育推進加算の要件について、「職員の平均勤続年数が15年以上」を「職員の平均勤続年数が12年以上」に拡充する。
- ・ 栄養管理加算について、嘱託職員分の費用を措置(0.7兆円メニュー)しているものを、非常勤職員に係る費用の措置(0.3兆円超メニューの一部)まで拡充する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

130,376百万円 (118,766百万円)

※子ども・子育て支援交付金(内閣府予算)

17,014百万円 (16,830百万円)

※子ども・子育て支援整備交付金(内閣府予算)

市町村が地域の实情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

○利用者支援事業(保育コンシェルジュ等)

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

○延長保育事業

就労形態の多様化等に伴う、通常の開所時間以外の保育ニーズに対応するため、開所時間を超えて保育を行うために必要な費用を補助する。

○一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等における乳幼児の一時的な預かりに必要な費用を補助する。

○病児保育事業

保護者が就労している家庭において、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行うために必要な費用を補助する。

○その他(多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等)

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

202,006百万円 (170,113百万円)

年金特別会計子ども・子育て支援勘定
仕事・子育て両立支援事業費補助金(内閣府予算)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

① 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分）6,829百万円（5,391百万円）

子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算）

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

・ 認可化移行運営費支援事業

認可外保育施設が認可保育園等への移行を目指すに当たって必要となる費用について財政支援を行う。

また、補助単価を公定価格の2/3相当から公定価格に準じた水準^(※)に引き上げるとともに、公定価格に準じた各種加算を創設するほか、保育士の配置割合に応じた補助区分について見直しを図る。

※ 保育士の配置割合に応じて一定の減額あり

・ 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

通常の教育時間の前後等に行う長時間の教育活動や3歳未満児の保育を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用について財政支援を行う。

(5) 幼児教育・保育の無償化の実施【一部再掲】

153,238百万円【新規】

子どものための教育・保育給付交付金（内閣府予算）

子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）等

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

3 その他の保育の推進

(1) 子育て支援員研修

505百万円（460百万円）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

591百万円の内数 (463百万円の内数)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

経済協力開発機構等拠出金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

2019年度(平成31年度)保育対策関係
予算案の概要
(参考資料)

保育園等整備交付金

(平成30年度予算) (平成31年度予算案)
663.7億円 → 746.8億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育士・保育園支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助単価】

保育士・保育園支援センター運営費（案）：4,300千円
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費（案）：4,000千円

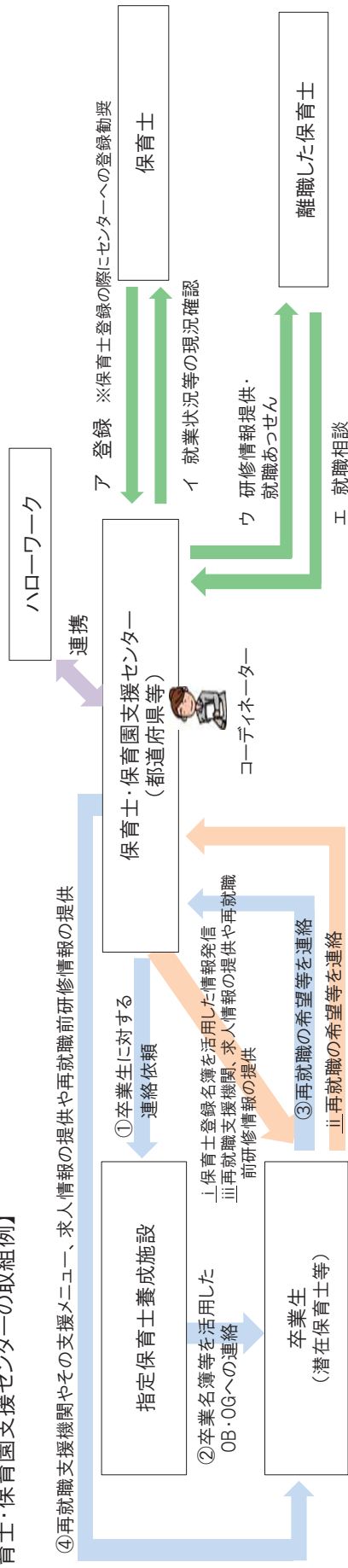
※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算
 ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費（案）：425千円

離職した保育士等に対する再就職支援（案）：3,914千円
 保育士登録簿を活用した就職促進（案）：2,811千円
 マッチングシステム導入費（案）：7,000千円（拡充）

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育園支援センターの取組例】



潜在保育士再就職支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【事業概要】

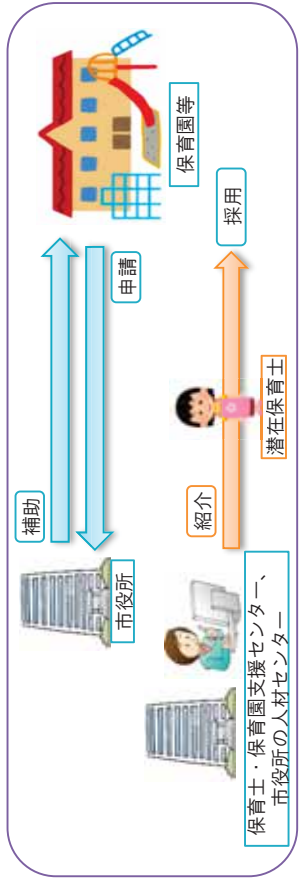
- 離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育園支援センター等の紹介（マッチング）により、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】

- 市区町村

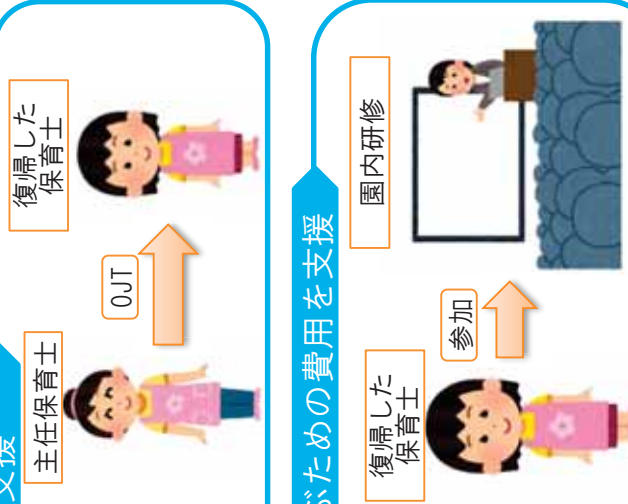
【補助単価（案）】 【補助率】

- 10万円 ○ 国1 / 2、市区町村1 / 2



1. 保育園等におけるOJT等を支援

採用された保育所等で、主任保育士などがOJTを行う場合に、地域子育て支援の代替職員にかかる費用等を補助



2. 園内研修に外部講師を呼ぶための費用を支援

潜在保育士向けの研修として、外部講師を呼んで園内研修を実施する際に要する費用を補助

【潜在保育士へのメリット】

- 職場復帰への不安を軽減
- 研修等を通じて、最新の保育に係る知識や技術を習得

【保育園等へのメリット】

- 潜在保育士を雇う際に、よりきめ細かな支援が可能
- 潜在保育士の職場定着を促進

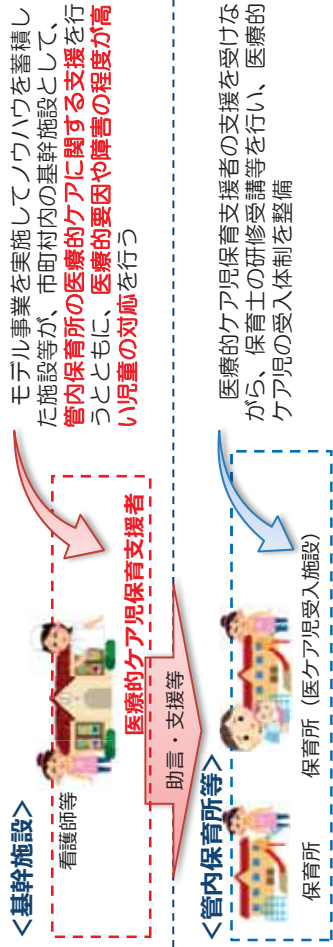
医療的ケア児保育支援モデル事業

予算案額：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数
 補助率：国1/2（都道府県・指定都市・中核市1/2）
 （都道府県1/4，市町村1/4）

事業概要

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行うとともに、**医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置**し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、**市町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定**することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業イメージ



<支援者の主な業務内容>

- ・ 保育所等への医療的ケア児の受入れ等に関する支援や助言
- ・ 保育所に勤務する保育士等に対する**喀痰吸引等研修の受講勧奨**
- ・ 医療的ケア児の受入れを予定している保育所等の保育士等が、**喀痰吸引等研修を修了するまでの間の医療的ケア**
- ・ 障害児通所支援事業所等に配置されている「医療的ケア児等コーディネーター」との連携 等

補助単価（案）

基本分単価	[1市町村当たり年額	745万円]
※ 看護師等の配置、補助者の配置、研修受講支援		
加算分単価		
新	・ 支援者の配置	204万円]
新	・ ガイドラインの策定	54万円]
	[1市町村当たり年額	

事業実績

平成29年度（実績ベース）：22か所

栃木県宇都宮市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、東京都福生市、東京都八王子市、福岡県永平寺町、三重県名張市、滋賀県草津市、滋賀県湖南市、滋賀県近江八幡市、京都府長岡京市、大阪府箕面市、大阪府茨木市、大阪府真面目市、大阪府交野市、大阪府堺市、岡山県津山市、広島県府中市、高知県三原市

平成30年度（申請ベース）：38か所

埼玉県坂戸市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、千葉県山武市、東京都八王子市、東京都福生市、神奈川県川崎市、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県南魚沼市、福井県小浜市、福井県鯖江市、福井県永平寺町、長野県松本市、三重県伊勢市、三重県名張市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県東近江市、愛知県豊橋市、京都府京都市、京都府長岡京市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府交野市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府岬町、兵庫県神戸市、奈良県橿原市、岡山県津山市、岡山県東広島市、広島県府中市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市

広域的保育所等利用事業

〔 予算案額：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数
補助率：国1/2（市町村1/2） 〕

事業概要

1 こども送迎センター等事業

- 市町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。
- また、事業の実施要件である「登録児童6人以上」の要件を撤廃するとともに、事業の対象となる家庭について、居住地と保育所が離れている家庭のほか、**障害等により保護者による送迎が困難な家庭を対象**とする。

2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

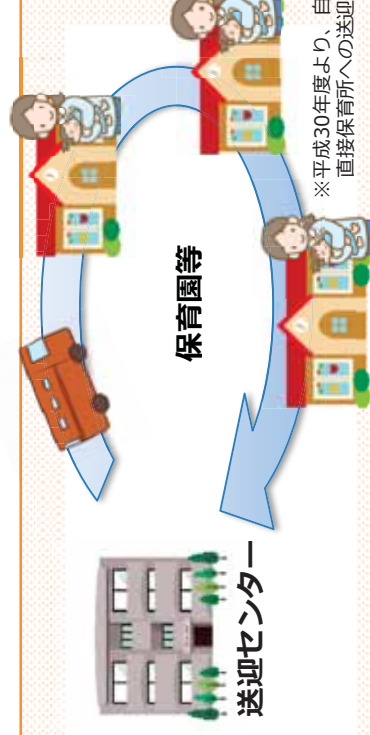
- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

こども送迎センター等事業イメージ

① 登録児童6人以上の要件を撤廃



② 居住地と保育所が離れている家庭のほか、保護者による送迎が困難な家庭を対象



※平成30年度より、自宅から直接保育所への送迎も可能

補助単価（案）

- ・ 保育士雇上費 500万円
- ・ 事業費 1,009万円（自宅送迎の場合 101万円）
- ・ バス購入費 1,500万円（又は借上費 750万円）
- ・ 改修費 727万円
- ・ 運転手雇上費 500万円

事業実績

<子ども送迎センター等事業>

H28：17自治体（21か所） H29：21自治体（28か所）

※代替屋外遊戯場送迎事業は実績なし

3歳児受入れ等連携支援事業(旧サテライト・コンソーシアム事業)

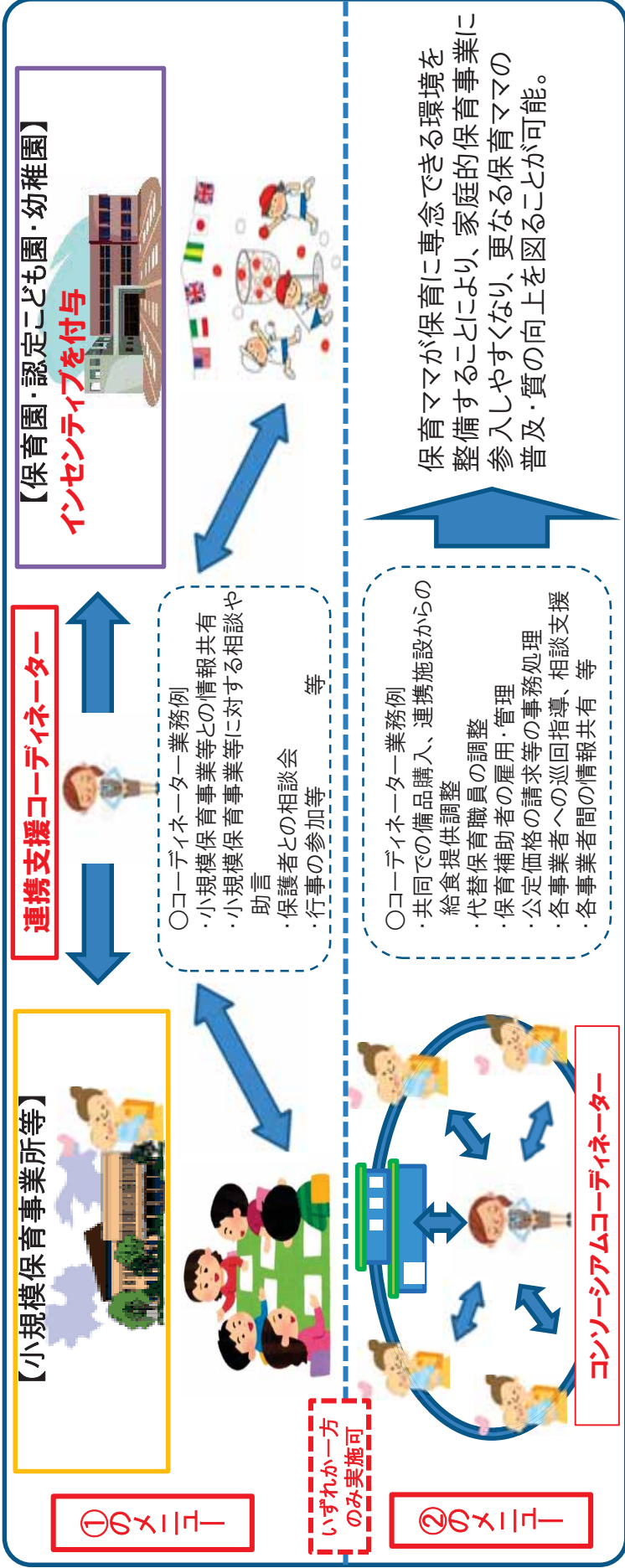
(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【事業内容】

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育園等（公立保育園を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育園等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村 【補助率】 1/2（国1/2、市区町村1/2）

【補助単価（年額）】 ① 1か所当たり 4,549千円
 ② 1自治体当たり 4,180千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,180千円）



保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業 (旧：保育所等の事故防止の取組強化事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【事業内容】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価(案)】 ・ 研修事業：1回当たり 302千円 (220千円)
・ 巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円 (管内の施設数等に応じた配置)

【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



- ・ 保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- ・ 研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加 (拡充)

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導 (従来)
- ・ 保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施 (拡充)

認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数）

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるとして、

- ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
- ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）

移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

<拡充の内容>

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助単価（案）】1. 認可化移行可能性調査支援

2. 認可化移行助言指導支援

3. 指導監督基準遵守助言指導支援

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

1か所当たり 542千円

1施設当たり 484千円

1施設当たり 754千円【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合

- 1 認可化移行可能性調査支援
認可化の障害となっている事由を診断
- 2 認可化移行助言指導支援
認可化移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導



・調査・助言・指導



計画書の提出

認可外保育施設



認可化移行希望
（指導監督基準を満たす）

○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】

3 指導監督基準遵守助言指導支援
都道府県等の①認可外保育施設の担当者や②巡回支援指導員と連携して、対象施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行う



連携

連携

・継続的な助言・指導

認可外保育施設



指導監督基準を満たさない

指導監督

助言・指導

都道府県等の認可外保育施設の指導監督担当部署

巡回支援指導員

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

1. 受け皿確保等

- **保育園等改修費等支援事業（市町村）**
賃貸物件等による保育園等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ
※ 補助基準額（案）3,500万円（通常2,700万円）
- **都市部における保育園等への賃借料支援事業（市町村）**
新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）
※ 補助基準額（案）1,200万円（通常2,200万円）
- **保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開（都道府県）**
保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担当職員を配置
※ 補助基準額（案）262.3万円（新規）



2. 保育人材の確保

- **潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）**
保育士・保育園支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
※ 補助基準加算額（案）400万円（新規）
- **保育人材就職支援事業（市町村）**
市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
※ 補助基準加算額（案）400万円（新規）



3. 地方自治体からの提案型事業

- **待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた取り組みを支援（都道府県、市町村）**
※ 厚生労働大臣が認めた額（上限1,000万円の定額補助）



KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。



- 「1. 受け皿確保等」に関するKPI（例）
 - ✓ 待機児童数（対前年度減）（市町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市町村）
 - ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市町村）
- 「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）
 - ✓ 保育士養成校の卒業生の保育園等への就職件数の増加数（都道府県）
 - ✓ 潜在保育士の「保育士・保育園支援センター」への新規届出件数（都道府県）
 - ✓ 「保育士・保育園支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市町村）

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ **認可化移行計画(*1)を策定し、計画期間内(*2)に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率(1/4、1/3、6割、9割)に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決(「認可化移行可能性調査」の実施等)や、保育士人材確保(保育士資格の取得支援等)等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は、**5年間が上限**

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。(間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等)
【補助率】国1/2(市町村1/4、設置主体1/4) (*)
*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3(市町村1/12、設置主体1/4) となる
【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり5.6.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり5.0.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり7.5.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額(移転費)】1施設当たり1.2.0万円
【補助基準額(仮設置費)】1施設当たり3.8.0万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2(都道府県1/4、市町村1/4)

【補助基準額】

① 運営費補助(児童一人当たり月額)

	基本分単価	
4歳以上児	<u>5.6万円</u>	+ (新) 公定価格に準じた各種加算した
3歳児	<u>6.2万円</u>	
1,2歳児	<u>11.3万円</u>	
0歳児	<u>18.1万円</u>	

※ 消費税8%の場合の荒い試算

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

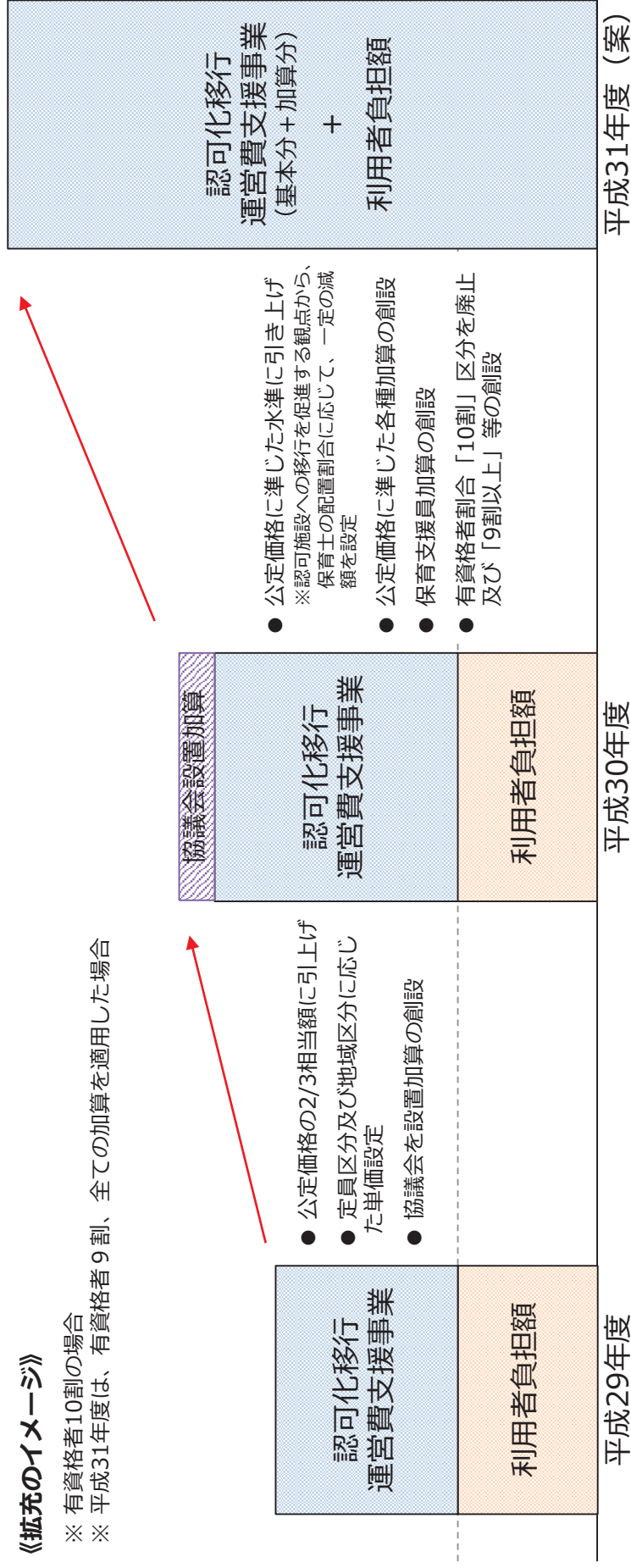
- ② 保育支援員加算(基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額)
【補助基準額】14.1万円
- ③ 開設準備費加算(増加定員一人当たり月額)
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算(児童一人当たり月額)
【補助基準額】2.0万円

認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成31年度予算案においては、以下の拡充を実施。
 - ・ 補助単価を公定価格の2/3から引き上げ、**公定価格に準じた水準**にする。
 - ・ 認可施設への移行を促進する観点から、**保育士の配置割合に応じて、一定の減額**を設ける。
 - ・ 公定価格に準じた、**各種加算を創設**する。
 - ・ 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、**新たに「9割以上」等の補助区分を創設**する。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、**保育支援員加算（仮称）を創設**する。
 - ※ 保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の1.5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「**9割以上**」の施設について、**公定価格に準じた利用料**とする。
 - ※ 「9割以上」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

《拡充のイメージ》

- ※ 有資格者10割の場合
- ※ 平成31年度は、有資格者9割、全ての加算を適用した場合



2018年度(平成30年度)保育対策関係
二次補正予算案の概要
(参考資料)

〔趣旨〕

①「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大の前倒し等

- 2017(平成29)年6月に発表した「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確かなものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を2018(平成30)～2020(平成32)年度末までの3年間で整備
- 保育の受け皿整備を確実に進めるため、2019(平成31)年度の市区町村拡大のうち1.0万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費等を補正計上

②耐震、ブロック塀等改修整備に関する緊急対策

- 平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ

- ・ 耐震化状況調査の結果、耐震化が必要な保育園等について、建物の倒壊、破損等を防止するための柱や壁など躯体の耐震補強改修工事
- ・ ブロック塀等の安全点検の状況調査の結果、安全性に問題のある施設のブロック塀等について、倒壊、破損等を防止するための改修工事等を緊急的に実施する。

〔実施主体〕 市区町村

- **保育園等整備交付金(保育園整備事業、小規模保育整備事業、防犯対策強化事業) ※上記①、②**

保育園等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

- **保育園等改修費等支援事業 ※上記①**

保育園等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

保育園等におけるICT化の推進

平成30年度第2次補正予算額（案）：4.4億円

（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



市区町村

① 申請



③ 補助



保育園等

② システムの導入による
業務のICT化の実施



業務支援システム

【業務負担が軽減される例】



○ 保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○ 登降園管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

保育園等における事故防止推進事業

平成30年度第2次補正予算額 (案) 2.5億円
(保育対策総合支援事業費補助金の内数)

【事業概要】

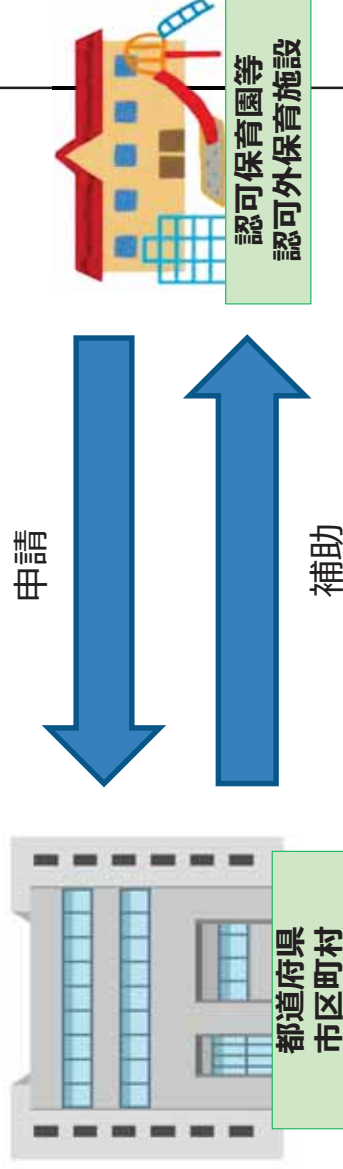
0～1歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村 (機器は保育施設が購入)

【補助単価】 1施設あたり 500千円以内

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区町村：1/4 事業者：1/4

【事業イメージ】

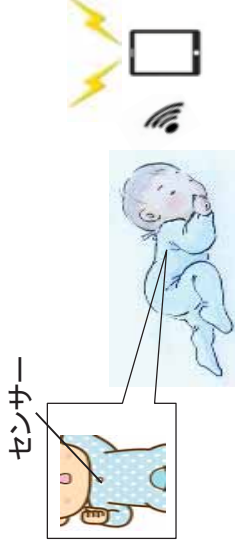


機器の購入 (例)

＜午睡チェック＞

午睡中の体動や体の向きを自動検知し、睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器

→ **保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。**



（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 国：9／10、地方の負担割合：1／10

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） ア 学費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） エ 生活費加算 4.2万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<p>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</p>	<p>○ 保育補助者雇上費貸付額（上限） 295.3万円（年額） ※貸付期間：最長3年間 ○ 保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限） 221.5万円（年額） ※貸付期間：最長3年間</p>
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<p>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額） ※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<p>○ 潜在保育士が再就業する場合は就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<p>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</p>